

市内障害福祉サービス事業所
市内障害者支援施設 法人代表者 様
市内相談支援事業所

北九州市保健福祉局障害福祉部
障害者支援課指定指導担当課長

令和6年度介護給付費等算定に係る体制等に関する届出について(通知)

日頃から、本市の障害福祉行政にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。
さて、令和6年度報酬改定による見直しのため、一部ご案内ができておりませんでした。今般、厚生労働省の通知等により、見直しの詳細および様式が確定いたしましたので、ご連絡します。つきましては、下記の通り年度当初の届出をご提出いただきますようお願い申し上げます。

記

1 提出期限

原則 令和6年4月19日(金)

3月15日付で発出した『令和6年度基準省令改正及び報酬改定による各種届出等に関する手引き』に記載した内容から、変更はありません。

※4月19日(金)までに間に合わない場合は、4月26日(金)までとします。

※4月19日(金)までに提出した場合、4月サービス分は5月請求分で国保連等へ請求し、4月26日(金)までに提出した場合は、4月・5月サービス分を6月請求分で国保連等に請求するようお願い致します。

※報酬改定による新設・見直し対象外の加算については、取り扱いはこれまでと同じ(届出が毎月15日以前になされた場合は翌月から、16日以降になされた場合は翌々月から算定)ですので、ご注意ください。

2 提出にあたっての留意事項

【年度当初の届出について】

本通知内の別紙1【年度当初の届出対象となる基本報酬及び加算】に、新設および見直しのあった基本報酬・加算を記載しています。該当する基本報酬・加算の届出を行う場合は、必ず**新様式およびチェックリスト**をご使用ください。

【報酬改定により新設された加算の算定について】

本通知内の別紙2【届出が必要な新設・見直し加算(年度当初の対象となる加算を除く)】をご覧ください。

3 提出書類

(1) 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書、又は障害児(通所・入所・相談支援)給

付費算定に係る体制等に関する届出書

- (2) 介護給付費等の算定に係る体制等状況一覧表、又は障害児通所・入所給付費の算定に係る体制等状況一覧表
- (3) 上記ほか、加算の算定に応じて必要な添付書類
⇒「【年度当初】体制届出提出チェックリスト」を確認の上、作成してください。

(H P)トップページ > ビジネス・産業・まちづくり > 医療・福祉・健康・衛生(事業者向け)
> 福祉 > 事業者のみなさまへのお知らせ > 障害福祉 > 障害福祉サービス・障害児通所支援等事業者の指定・指導について > 各種指定申請(届出)について > 介護給付費等算定に係る体制等に関する届出(加算の届出) > 加算等の届出【年度当初】

(URL)<https://www.city.kitakyushu.lg.jp/ho-huku/17600422.html>

4 提出先・問合せ先

〒803-8501 北九州市小倉北区城内1番1号
北九州市保健福祉局障害福祉部障害者支援課 指定指導係
TEL:093-582-2424 FAX:093-582-2425

5 提出方法

原則、**郵送**による提出としてください。

- ※ 封筒には、「障害福祉サービス等の加算等の届出【年度当初】」と**朱書き**で、ご記入ください。

【ご注意】

- ・職員配置の変更等により、加算等が算定されなくなる又は、算定する単位数が減少する場合には、必ず、届出を行ってください。
- ・届出をすることなく、そのまま給付費の算定を行った場合、請求の内容によっては不正請求となり、返還の対象となります。
- ・加算の算定要件や人員配置区分を十分にご確認願います。

別紙1【年度当初】の届出対象となる基本報酬及び加算

(令和6年4月2日現在)

サービス	必ず提出が必要な事項	加算等を算定している場合に、提出が必要な事項
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護		見直し 特定事業所加算 ※1
療養介護	人員配置区分	
生活介護	見直し 人員配置区分	見直し 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 見直し 就労移行支援体制加算 見直し 重度障害者支援加算 見直し 福祉専門職員等配置加算
重度障害者包括支援		地域生活移行個別支援特別加算
短期入所		見直し 重度障害者支援加算
施設入所支援		見直し 夜勤職員配置体制加算 見直し 重度障害者支援加算 見直し 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 地域生活移行個別支援特別加算(Ⅰ)
自立訓練 (機能訓練)		見直し 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 社会生活支援特別加算 見直し 就労移行支援体制加算
自立訓練 (生活訓練)		見直し 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 見直し 就労移行支援体制加算 見直し 個別計画訓練支援加算 社会生活支援特別加算 見直し 個別計画訓練支援加算 地域移行支援体制強化加算 通勤者生活支援加算 地域生活移行個別支援特別加算 夜間支援等体制加算
就労移行支援	・就労定着率区分 ※2	見直し 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 移行準備支援体制加算 社会生活支援特別加算
就労継続支援 A 型	見直し 基本報酬(スコア) ・人員配置区分 ・自己評価未公表減算 ※3	見直し 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 重度者支援体制加算 見直し 就労移行支援体制加算 賃金向上達成指導員配置加算 社会生活支援特別加算
就労継続支援 B 型	見直し 人員配置区分 見直し 平均工賃月額区分 ※4	見直し 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 重度者支援体制加算 見直し 就労移行支援体制加算 見直し 目標工賃達成指導員配置加算 社会生活支援特別加算
就労定着支援	見直し 就労定着率区分 ※5	就労定着実績体制加算
共同生活援助	見直し 人員配置区分 ※以下、日中サービス支援型のみ ・事業実施状況等	見直し 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算 看護職員配置加算 夜間支援等体制加算(Ⅰ)～(Ⅵ) 見直し 重度障害者支援加算 地域生活移行個別支援特別加算 通勤者生活支援加算
一般相談支援(地域移行支援)		地域移行支援サービス費(Ⅰ)(Ⅱ) ※6 見直し 要医療児者支援体制加算 見直し 行動障害支援体制加算 見直し 精神障害者支援体制加算

別紙2届出が必要な新設・見直し加算(年度当初の対象となる加算を除く) (令和6年4月2日現在)

サービス	新設された加算・見直しのある加算(様式に変更があるため、ご確認ください)
居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護	なし
療養介護	なし
生活介護	<p>新設 高次脳機能障害者支援体制加算</p> <p>新設 入浴支援加算</p> <p>新設 栄養改善加算</p> <p>新設 緊急時受入加算</p> <p>見直し 常勤看護職員等配置加算</p> <p>見直し 食事提供体制加算</p> <p>見直し 延長支援加算</p>
短期入所	<p>見直し 重度障害者支援加算</p> <p>見直し 食事提供体制加算</p>
施設入所支援	<p>新設 高次脳機能障害者支援体制加算</p> <p>新設 地域移行促進加算(Ⅱを新設)</p> <p>新設 地域移行支援体制加算</p> <p>新設 通院支援加算</p> <p>新設 障害者支援施設等感染対策向上加算</p> <p>見直し 夜間看護体制加算</p> <p>見直し 食事提供体制加算</p> <p>見直し 緊急時受入加算</p>
自立訓練 (生活訓練)	<p>新設 ピアサポート実施加算</p> <p>新設 高次脳機能障害者支援体制加算</p> <p>新設 緊急時受入加算</p> <p>見直し 食事提供体制加算</p>
就労移行支援	<p>新設 高次脳機能障害者支援体制加算</p> <p>新設 緊急時受入加算</p> <p>見直し 食事提供体制加算</p>
就労継続支援 A 型	<p>新設 緊急時受入加算</p> <p>新設 高次脳機能障害者支援体制加算</p> <p>見直し 食事提供体制加算</p>
就労継続支援 B 型	<p>新設 ピアサポート実施加算</p> <p>新設 高次脳機能障害者支援体制加算</p> <p>新設 緊急時受入加算</p> <p>新設 集中的支援加算</p> <p>見直し 食事提供体制加算</p>
就労定着支援	なし
共同生活援助	<p>新設 高次脳機能障害者支援体制加算</p> <p>新設 ピアサポート実施加算</p> <p>新設 退居後ピアサポート実施加算</p> <p>新設 自立生活支援加算</p> <p>新設 障害者支援施設等感染対策向上加算</p>
特定相談(計画相談)	<p>見直し 主任相談支援専門員配置加算</p> <p>新設 高次脳機能障害者支援体制加算</p> <p>見直し 精神障害者支援体制加算</p> <p>見直し 行動障害支援体制加算</p> <p>見直し 要医療児支援体制加算</p>
一般相談 (地域移行支援)	新設 地域生活支援拠点等機能強化加算
一般相談 (地域定着支援)	新設 地域生活支援拠点等機能強化加算

(注意)

・別紙2に記載のある加算は、年度当初の届出は不要ですが、報酬改定による新設加算または見直しが行われている加算となります。

※『令和6年度基準省令改正及び報酬改定による各種届出等に関する手引き』をご確認の上、届出を行って下さい。

新設マークのある加算を算定する場合……新設の加算を算定する場合は、加算の届出を行って下さい。

見直しマークのある加算を算定する場合……見直し内容を通知等で確認いただき、現在算定している加算の体制が変更となるようであれば加算の届出を行って下さい。

(体制が変更となる例:算定していた加算に、区分(Ⅰ)(Ⅱ)が新たに創設された場合など)

※1 特定事業所加算

「重度障害者対応要件」を満たしていることが要件となっている区分の場合のみ該当となる。

※2 就労移行支援

年度途中で新規の指定を受けた事業所は、支援の提供を開始してから当該年度、翌年度、及び翌々年度は「経過措置対象」のため該当しない。

(ただし、2年目においては指定を受けた日から1年間又は24月の実績に応じて算定可能)

※3 就労継続支援 A 型

年度途中で新規の指定を受けた事業所は、当該年度及び翌年度は、「経過措置対象」のため該当しない。

※4 就労継続支援 B 型

年度途中で新規の指定を受けた事業所は、当該年度及び翌年度は「経過措置対象」のため該当しない。

(ただし、新規に指定を受けた日から6月以上1年未満の間は、指定を受けてから6月間の実績に応じて算定可能)

※5 就労定着支援

年度途中で新規の指定を受けた事業所は、指定を受けた日から1年間の就労定着率は、推定値(推定時の定着率)とする。

※6 一般相談支援(地域移行支援)

地域移行支援サービス費(Ⅰ)(Ⅱ)を算定する場合のみ該当となる。

別紙 2 フローチャート

※別紙 1「【年度当初】の届出対象となる基本報酬及び加算」のうち、該当するサービス欄をご確認ください。

